

令和3年矢巾町議会定例会1月第2回会議目次

議案目次 1

第 1 号 (1月20日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第 2 号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について	5
○発議案第1号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 について	12
○散 会	31
○署 名	33

議案目次

令和3年矢巾町議会定例会1月第2回会議

1. 議案第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について
2. 発議案第1号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年矢巾町議会定例会 1月第2回会議議事日程（第1号）

令和3年1月20日（水）午後1時30分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第 2 号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について
- 第 4 発議案第1号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造君 副町長 水本良則君

総務課長
兼防災安全室長

産業観光課長 佐藤健一君

藤原道明君

企画財政課長
兼未来戦略室長

吉岡律司君

道路住宅課長
兼まちづくり推進室長

佐々木芳満君

職務のために出席した職員

議会事務局長 野中伸悦君

議会事務局長
補佐

川村清一君

係長 佐々木睦子君

午後 1時30分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和3年矢巾町議会定例会を再開します。

これより1月第2回会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

5番 村 松 信 一 議員

6番 廣 田 清 実 議員

7番 高 橋 安 子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の1月第2回会議の会議期間は、令和2年12月23日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、1月第2回会議の会議期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 議案第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、議案第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、17款寄附金の一般寄附金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の企画総務事業及び財政調整基金積立事業、8款土木費の除雪事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億7,281万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可を決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）の詳細について事項別明細により説明をいたします。

9ページをお開き願います。歳入の補正につきましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳入。17款寄附金、1項寄附金1億7,500万円、こちらにつきましては、一般寄附金ふるさと納税の増となります。11月後半から12月までのふるさと納税が想定を大きく上回ったために増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進み願います。歳出補正につきましても、款、項、項の補正額の順で行います。説明は、主要な項目について行います。

なお、給与費につきましては、昇級による組替えであり、総額の変更はございません。

歳出。2款総務費、1項総務管理費1億533万7,000円、主なものといたしましては、企画事業の増5,829万2,000円で、下に下がっていただきまして消耗品費3,479万2,000円が返礼品、ふるさと納税運営業務委託料2,350万円が各ポータルサイト等への委託料となります。下に下がっていただきまして、財政調整基金積立事業の増、4,704万9,000円。こちらこれによりまして、年度末の財政調整基金残高は5億6,831万3,000円となります。同じく2項徴税費2万円。同じく3項戸籍住民基本台帳費2万円。

14ページにお進みいただきまして、3款民生費、1項社会福祉費2万2,000円。同じく2項

児童福祉費 8万3,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費 2万1,000円、こちら8目でございますが、組替え対応となります、内容が100万円を超えておりますので、説明をいたします。ダム維持管理事業の工事請負費101万5,000円は、ダム設備等の改修に係る費用となっております。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正額は15ページにお進みいただきまして6,966万3,000円、内容といたしましては、除雪事業の増額をお願いする内容となっております。

以上で議案第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点ありますので、2点一緒にお聞きいたします。

1点目は、ふるさと納税のことです。先ほどの説明で11月後半から12月後半ということで約1か月のことのようなのですけれども、この1か月のうちの参加された企業。そして、この1億円、これは人件費とかは入っていないのですけれども、人件費はどのようにになっているのかお聞きいたします。

それから、2点目になりますが、ページ数で14ページ、町立保育園、事業の減なのですけれども、これ職員手当と給料ということなのですけれども、産休に入ったのか、その休業ということなのですけれども、どのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員、確認します。最初のほう、納税した企業あるいは個人という件数ですか。

○13番（川村よし子議員） そうです。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

納税した件数ということで確認させていただきましたので、お答えいたしますが、11月、

令和元年度が2,460件だったものが、令和2年度の同月、11月は5,420件のご寄附をいただきました。また、12月、令和元年度が7,623件だったものが1万1,289件のご寄附をいただいたという形でたくさんの方に、想定を上回る方にご寄附をいただいたという結果の増額補正となります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　14ページの児童福祉施設費の減のところでございますが、産休に入った関係での減額でございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　すみません。先ほど質問したふるさと納税のことなのですけれども、今の答弁では、個人と企業のことを、件数が多くなっているわけですけれども、ではなくて、ふるさと納税の商品とか、発送とか、いろいろなことで労働者が関わっているのですけれども、そういうところはどうなのかという質問をしたわけですけれども。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　労働者がどのように関わっているかということについては、私どもでどのように答弁したらいいのかというのは、ちょっとお答えに困るところではございますけれども、返礼品事業者、それぞれ従業員がございます。そういった中でこの期間は、かなりふるさと納税業務が繁忙ということで、多くの方に携わって、関わっていただいているところでございますが、各企業で何名の方がどのようにふるさと納税業務に携わっていただいているかということにつきましては、私どものほうで管理することはございませんので、その点につきましては、承知しておりません。ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　13ページにありますが、ふるさと納税運営業務委託料の中に全て含まれておるというふうな今の答弁なようでございますので、ご理解いただきたいと思います。他に質疑ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員）　私もふるさと納税についてちょっとお伺いします。

まず、令和2年12月末でどれぐらいの額になっているのか。それは、計画に対して何%ぐらいに値しているのか、まずお知らせいただきたいと思います。

それから、2点目は、除雪費の支出の部分です。3年ぶりに大雪になって除雪される方、大変だと思います。今例年基本部分は予算計上しつつ、降雪になつたら補正でやっていくような形になっていますが、ここ3年ぐらい前と比較してどうなのか、去年、一昨年は少なかつたのですが、その辺の状況等について、除雪費についてお願ひします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

すごく数字的には単純な内容になっておりますので、パーセンテージというよりは実額でお知らせをしたいと思います。12月時点で5億2,000万円ほどのご寄附をいただいているところでございます。例年1月、2月、3月は、それぞれ毎年大体1,000万円ほどのご寄附をいただいている状況でありますので、5億2,000万円にそれぞれ残りの1か月ずつ1,000万円ずつプラスいたしまして5億5,000万円、目指すところということで補正予算をお願いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　過去2年あまり降らなかった時期があったわけなのですが、平成30年度は約5,000万円、令和元年度につきましては、約7,000万円ということで、既に今年度現在7,200万円の除雪の委託料ありますが、半月程度で昨年を上回ったというような状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私もふるさと納税について1点目は、こちら側からの返礼品の中身としてどういうものが多いのかについて伺います。

2点目は、除雪でございますけれども、初めの頃は、なかなか除雪がちょっと足りないような感じを受けましたけれども、小さな町道などでは、ちょっとなかなか入ってこられないというときがありましたけれども、そういうふうな町民の声はあったのかについて伺いをい

いたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

こちら11月、12月で多く返礼品として出たものにつきましては、メンチカツとかコロッケといったような形で、テレビで紹介された内容のものが非常に多く出ております。そのほか肉類が、やはり多くございました。あとは、果物、リンゴなんかも一定量出ている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　除雪路線の関係ですが、今現在町で除雪を行っている町道の延長につきましては、今年度につきましては332キロほどあります。それで、各地区にそれぞれ1軒だけとか、2軒程度とかというような利用頻度の低い路線があって、どうしてもそこを、高齢になったので、除雪をしてほしいということでお話をいただいて、それでそういう路線がたくさんありますので、では言われたからすぐやるとなると、言ったもの勝ちみたいな感じになってしまって、あくまでも地域として、やはり事情が、高齢だとか、体調が優れないとか、そういう状況に応じて地区の行政区長さんとか、自治会長さんと相談しながら、そういう話があったのですけれどもということで、地域としてもやはりやってほしいなということを前提に増やした路線、今年、路線あります、実際。やはりどうしても、やった方、やらない方というようなことになりますので、そういう地域としてやっぱり必要だよというようなところの確認をしながら除雪を行っているところあります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　確かに除雪費用もばかにならないというか、高額なものですので、そういう取捨選択は必要かと思いますけれども、いつも言われていることは、最初が肝腎だと。最初一回しっかり除雪しておけば、あとわだちが少なくて済むということも言われておられますので、やはり最初しっかりと一回はやると。そしておくと、後が楽であるのではないかと思います。

また、確かに家の、頻度は少ないことは少ないのでけれども、同じ町道ですので、利用

者が多いところをやるけれども、利用者が少ないところはちょっと今回は待ってというのは、やはり住民感情としては納得できないものがあるだろうと思われます。そこで、とにかく一回はまずやると。そして、何回も何回もといったら、それはある意味選んでいかなければならぬことがあるかもしれないけれども、今回はかなりたくさん降っておりましたので、やはり町道に関しては、家がある限り、本当に山の中の一軒家であれば、また話は別かもしれません。別の方法をとる必要があるかもしれないけれども、基本、細い町道であっても、やはりまず一回はみんなやっていただきたいと思うのですが、それは現在は無理な状況になっているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） どうしても我々の除雪を行っている業者委託をしたり、町で直営でやったりということで、手数の関係もありますが、できる範囲で対応しているところであります。全くむげに断っているところは、特にありません。この間も、やはり過去にも大雪のときは入っていただいたというようなことをお話をいただいて、確かに今回のようなまとまった雪が降ったときに、やはり出入りが厳しいということで直接入させていただいたというような声をいただいて対応したというところもありますので、我々としては、山奥というか、山間部とか、その1軒もまちなかの1軒も同じと捉えておりますので、そういう対応は今後も引き続きやっていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

高橋町長ほか参与の方々は退席されて結構でございます。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開いたします。

日程第4 発議案第1号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、発議案第1号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

12番、長谷川和男議員。

（12番 長谷川和男議員 登壇）

○12番（長谷川和男議員） 発議案第1号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和2年度の当初予算における政務活動費は345万6,000円となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、十分な活動ができないため、執行率は低くなることが予想されております。議会は、適正な予算執行を審査する立場にあることから、全て公費の政務活動費を実効性のある予算にすることも考えなければならないことと存じております。

コロナ禍の中、現在11都府県に緊急事態宣言が発令され、国内はもとより、県内各市町村の経済状況はいまだに経験したことのない厳しい状況となっています。特に飲食業は、想像を絶する事態となっており、子育て世帯や独り親世帯中心に生活が苦しく、困窮している方々もおられます。また、本町には、岩手県の医療の中枢機関である岩手医科大学が総合移転し、その機能を果たしており、大学病院を中心に町内には各種医療機関があります。そし

て、医療、福祉従事者の方々や医学生を合わせて約4,000人ほどが矢巾町で医療等に関係しております。岩手日報の声の欄に、矢巾町の看護師さんから「見えない敵と闘う日々でくじけそうになる。私たちを救ってくれるのは誰だろう」という投稿がありました。医療従事者は、感染への恐怖と命を救うという使命感と葛藤して勤務しております。医療従事者や町民の心情に寄り添うことも議会として大事なことではないでしょうか。

このような現況で令和3年度の政務活動を考えると、コロナ禍の早期収束を願いながらも私ども議員も従前のような活動は厳しいものと考えております。については、今まで述べましたことを踏まえ、町内の経済状況、生活環境と町財政も非常に厳しい局面が予想されていることから、政務活動費を令和3年度に限り現行の1人月1万6,000円を6,000円減額し、月1万円に改正するものであります。

各議員さんのご理解とご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） まず、この発議案に対する議論が足りないと私は感じております。そこで、この議案発議の賛成者の方たちの考えをまずお聞きしたいのですけれども、特に議員になられて2年にならない藤原信悦議員と吉田喜博議員にお聞きしたいのですけれども、この政務活動費がどのような経緯でできたのか。それから、当初は2万円、その後1万6,000円となったことをしっかりと理解した上で、この1万円に減額する発議に賛成したのか。そして、この政務活動費をこの2年に満たない間、どのような考え方の上で活用してきておるのか、そのところの考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員、提案者への質問はよろしいのですが、賛同者への質問は、この場では控えていただきたい。提案者への質問をお願いします。

（「何で」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 提案理由を述べた方に質問。

（「いやいや、賛成者への質問、お名前をちゃんと連ねているではないですか」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 今までの慣例からしてそのようになってまいりました。

（「それはない、議長、それは間違っているよ」の声あり）

(「慣例じゃないですよ」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 提案者に質問をしてください。

(「本議場ですよ。今議場ですよ」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） だから、提案者に。

(「なぜそういう話になるの、何に基づいて」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） いや、今までの例からいって、提案者への……

(「今までなかったから今回ないということはないでしょう」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） いや、前例に従って。

(「前例ないからそういうことはできないというのはおかしいですか」「何に基づいてなのかはっきり話してください。前例だけでは話にならない。何に基づいて」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 分かりました。

答弁を求めます。

1番、藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 先ほどの説明にもございましたとおり、いろいろと研修、視察等、これから先どこまでできるかというのが一つのポイントだと思います。非常事態宣言を出されるエリアの研修は非常に多いですし、今のこの時期、イギリス発祥の異種株も出てきて、伝染力もかなり強いと。そういう状況の中で実際動き回れるかという調査活動も含めて、そこに対してひとつクエスチョンがあったということで、本当に今までどおりの活動はできないというのが私の頭の中にありました。それから、やっぱりそうは言いながらも、やっぱり調査は必要ですから、1万6,000円のうちの1万円を残した6,000円については、これから先もいろいろと事業者あるいは失業した方への補填とか、いろいろなもの費用必要なわけですから、そちらに振り向けてはいかがかということで賛同した次第でございます。それ以上の理由はございません。

○議長（藤原由巳議員） 2番、吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 私から何も申し上げることございません。さっき提案者がおっしゃったとおりです、そのとおりです。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） さらにお聞きしたいのですけれども、政務活動費がどのようなものだと理解されて活用してきたのでしょうか。視察以外、視察のことばかり言っていますけれども、視察以外でも活用はちゃんと分かった上で賛成しているのでしょうか。

例えば会派の活動をより町民に分かりやすく説明するための広報、これを一心会ではやっておりますけれども、そのようなことは考えなかったのか。それから、研修会、資料の購入費にも活用できるものが政務活動費であります。そのところをちゃんと理解された上で活用してきているのか大いに疑問があります。

例えばそういうことはないと思うのですけれども、ただ単に誰かが減額と言っているからという理由で同調して減額の提案の賛成者になっているのではあれば、あまりにも議員として情けないと思うのですけれども、そのところはどのような信念を持ってこの政務活動費の減額に賛成したのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 先ほどの答弁にあったのではないですか。

（「重ねてお伺いします」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 1番、藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 議員政務活動費は、いろんな情報収集、それから調査、そういうのに使うということで考えております。私自身も議員としてあるべき議員になりたいという思いがありますので、県立大の斎藤先生のセミナーであるとか、私個人で動いている部分も結構あります。同じ仲間も何人かおりますけれども、決して何もしないでただこの道を生きているわけではなくて、出る以上は、いろいろと調べなければいけないということで情報収集をしております。

誤解のないように申し上げておきますけれども、先ほど視察と云々と言いましたけれども、それが一つの例としての話ですから、何も視察をすることだけが政務活動費の中身だとは決して思っておりません。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑。

9番、赤丸秀雄議員。

○ 9 番（赤丸秀雄議員） 私も質疑させていただきます。まず、政務活動費は、議会改革特別委員会での議論を通して議会基本条例が制定されたものであり、基本条例と政務活動費の支給条例の取扱いについては、議会基本条例第28条及び第29条における最高規範制及び条例の見直しの基本原理により検証し、その結果に基づいて改定するものであると私は説明を受け、そのように理解しております。それを議員間討議もないままに、いきなり議員発議した経緯についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 発議者、長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） ただいま発議者に質問ということでございますが、私は提案理由で申し上げたとおりでございますので、それ以上この議場で言い争うつもりはありません。やはり終戦前、戦後、このようなコロナ感染症という世界が非常にかつてない混乱に至っているわけでございます。その中で政務活動費を何が何でも使わなければならない、それは分かります。町民のために使うことも、これが必要であります。しかし、今我々議員は、誰と語り合って、この矢巾町をよくしようとしているのか。やはり町民の声を聞いて、議員それぞれの考えだけで一方的なただいまのような質問で本当にいいのでしょうか。我々は、町民の皆さんと常に向かい合っていかなければなりません。本当に生活困窮あります。それから、命を落とされている方もあります。そういうことをやはり考えた場合は、提案理由を長々と1時間もここで述べてやれば、それでいいかもしれないけれども、やはり皆さんの理解をいただけるものというふうに思って、このように提案させていただいたことでございます。

それ以上の他の申すものもありません。以上。

○議長（藤原由巳議員） ということで、議員発議については規則にのっとったスタイルでございまして、何ら手落ちはございません。

9 番、赤丸秀雄議員。

○ 9 番（赤丸秀雄議員） 私も議員発議については、どうのこうの言っているところではございません。当然議場で提案できる権利というのはありますから、そこを分かった上でご質問しているのであって、分からぬままに聞いているわけではございませんので、そこはお話ししておきたいと思います。

それで、先ほどの発議の内容、趣旨を聞きました。私もこの発議の厳しい財政の中という部分については、賛成しております。捻出するものについては賛成します。ただ、例えば町政の問題であるのであれば、常時開催可能な予算決算常任委員会で審議を行い、問題意識の高揚に努めて、方向性を出した後に、そういう進め方が筋だと思いますが、それに対する見

解はどのような形で今回発議されたのか再度確認します。

(何事か声あり)

○議長（藤原由巳議員） 再度、重複してもやむを得ませんが、12番、長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 発議を出したことについて、いろいろ抗議の質問をするわけですから、しかしこれは議会の中で認められたものでありますので、なぜここで議会は、誰と向き合って話をするのか、私は町民の皆さんと向き合って話をしたいと。その一点の思いで、この我々に与えられた政務活動費も県内では町村では4か所の自治体議会が政務活動費を支給されておりますが、矢巾町は1万6,000円、紫波町、西和賀等々は5,000円でございます。なぜ我々がこの1万6,000円を今の時期に何が何でも使わなければならぬと、そういうことではなく、町民の皆さんと向かい合って、本当にやる気があるなら、身銭を使っても活動するのが本当ではないかなというふうにも思つたりするわけでございます。支出を、個人の支出を出すということは言いませんけれども、いろんなことについてもう少し議会の中の枠にとらわれずに視野を広げてもらいたいものというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私は、今回のような議員間討議が非常に大事だと考えております。実際、政務活動費は大変私は貴重なものと、財源として使わせていただいているところであります。特に私どもは最初から私どもの会派は視察だけが議員活動ではないということで、特に広報に力を入れてきたところでございます。広報を出すに当たっては、それこそ紙の質がよ過ぎる、あるいはカラーでなくてもいいのではないかという指摘も受けておりましたけれども、やはり皆さんに読んでもらう、手に取ってもらうということで、例えば普通の新聞チラシと一緒に挟みますと、なかなか見えづらいものがあるものですから、そういうこともあって多少カラー刷りという高い選択をさせていただいておりますが、やはり読んだ町民からは、反応をいただいている、引き続きこういう広報を出していただきたいという声もいただいているところであります。

あと残念なことは、私はその中に図書の購入というのがあるのだけれども、図書の購入が1冊も認められてこなかった経緯がございます。高過ぎる、そんなことが大きな理由でございましたけれども、やはり視察に1回行ってくれば、数万円かかります。しかし、本を私が提出したものは2万円とか、3万円とかのものでしたので……

○議長（藤原由巳議員） 質問を手短に。

○14番（小川文子議員） 結局、そういうものがみんな議長によって却下されてまいった事態があります。ですので、私は、本来もっと政務活動費を身近に使えないかどうか、議員として。研修だけという頭があるから、コロナ禍で研修に行けないから、町民も困っているし、その分出したらどうかというふうに聞こえるのです。今こそ議員はいっぱい勉強して、二元代表制の議会として果たす役割を果たすべきだと思うのです。

というのは、ご飯を3日も食べられない子どもがいたということもお聞きしています。学校が終われば、給食が出ないから困っているという話も聞いています。先ほど来あったように、町民の中には餓死する人も出るかもしれないのです。でも、私どもは執行権がないですから、私どもが300万円なり、100万円なりを返したところで、それが餓死した人に渡るわけでもない、その保障はないのです。ですので、私は、むしろそういうところに、個人的にはいろいろ支援しています。ただ、それでは駄目だと思うのです、個人的な支援では。やっぱり議会として、その本質を変えるような、支援が届くような施策をしなければならないです。そのための議論が議会としては足りない、その議論が足りないのに、活動費だけを減らす。何か本末転倒な感じがして仕方がないのです。

ただ、これを誰に質問していいか、長谷川議員に質問したところでどうしようもないと思うので、私の意見として、議長にもし答えていただけるのであれば、議長にお答え願いたい。

○議長（藤原由巳議員） 今政務活動費のこれから使い道について、議会運営委員会で議論されて、今後進む予定なようですので、議会運営委員会、村松委員長、今のところで何かありましたら、情報提供をお願いします。

○5番（村松信一議員） 12月8日の議会運営委員会の開催の中で、この減額のことについてもちろん話し合いましたが、今後の有効な活用方法ということで6人全員の意見をいたしまして、今後どのように有効に使うか、どのような方法が一番いいのか、そういったことにつきまして、今後速やかにこの活動方法については協議するということと、それで議員全員に対して事務局のほうから調査していただいております近隣市町村等の今の内容等も含めて、どういう使い方をしているのかも含めて、それらを検討した上で、私らの中で一番いい方法をもっと考えていくこうということで、これから協議をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） ということで、今議会運営委員会で協議を進めたいという段階なさうでございますので、ご理解いただきたいと思います。

他に質疑ございますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 長谷川議員に質疑しますけれども、この経緯が分からぬ方もいらっしゃると思いますので、少しだけ話しますと、私は1期目のときに、議会改革委員会というのがスタートしまして、そのときに先進地視察等々を経ながら議会基本条例ができたと。その議会基本条例ができたときに、いわゆる政務活動費についても決めたわけですけれども、そこで2期目から施行されたということで、今2期目の方たちからスタートしているわけです。

それで、長谷川議員も副議長として我々と一緒に、この議会基本条例あるいは政務活動費と一緒に決めてきた経緯があるわけですけれども、当初は2万円と。2万円から1万6,000円に減額していると。それをさらに減額したいと、そういうような今回の発議であるわけですけれども、これ皆さん知っているとおり、残れば全額、いわゆる町財政に返還されるという形になるわけです。そっちのほうがむしろ金額がでかい。何も今百二、三十万円のところでそれを使って、町民のためにいろいろ還元したいと、そう思っている会派がいるにも関わらず、そのところまで縛りをかけるという必要は何もないのではないかと。特に、名を連ねた明進会、町民の会、この会の方たちが率先して使わなければいいのです。活動しなければいいのです。それを基にしっかりと活動して、町民に還元したいと、そう思っている会派があるわけだから、それをあえて、なぜここで条例変更までして減額しなければいけないのかと。それは、活動に対してブレーキをかけるようなことだと。

特に長谷川議員は、今議会監査役として町財政はもとより議会の活動に関しても、もっと活性化させる、議長とともに、そういうような役割もあるはずなのです。最年長議員として、その辺のところを、私はよく理解してくれていると、そう思って1期目にあなたのことを見たとして支援しました。今ここでせっかくつくった、我々が汗水、血までは流しませんでしたけれども、苦労してつくった議会基本条例をあえてこのところで活動をブレーキかけるような、そういうような発議は、やっぱりおかしいというふうに私は思いますが、そのところに対する長谷川議員の考え方をもしあれば、お聞きしたいのですが、なければよろしいです。

○議長（藤原由巳議員） 12番、長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 政務活動費、議会基本条例とか、全部加わってまいりましたが、その当初常任委員会というものを、3常任委員会というのが矢巾町の中で2年に1遍の研修、

勉強する機会をいただいておりましたが、この基本条例制定後に、政務活動費を、このときのつくったときの実際的なお話は、当時一心会のまだ会派がないときに、一心会というのをつくられた方々が、これを持ち出してきたわけですけれども、それは別に悪いということではなく、ただこのとき、会派の研修等を含めた2万円ということで、議会もこれに対して反対された、終始反対された方々もおりますけれども、議会は多数決で決まるものですので、私もそういう立場にありましたので、きちっと賛同をしておりました。

そして、ただ2万円という会派の予算を立てたときに、常任委員会の研修等はしないと。だから2万円を出すということで町と交渉して議会で採決でそういうふうになりました。しかし、そういうものに終始反対されておった方もいらっしゃいます、確かに。しかし、私はその後会派というものをつくったときに、常任委員会の研修はやっぱり必要だよと、これはやっぱり復活しなければならないのだと。常任委員会の研修は要らないということで決めたわけですけれども、やはり必要だということを大勢の議員の皆さんとの声で、ではさらに2万円のほかに常任委員会の研修、2年に1遍を出す、これはやっぱり道義的にいいことではないので、そこで1万6,000円、4,000円を削って常任委員会の研修をつくったわけです。

何度も言いますように、今紫波町、西和賀、それから金ヶ崎等の政務活動費は、ご承知のとおり、さきに述べたとおりでございます。我々は、今コロナのかつてない、経験したことのない、経験ばかりでなくて、大変な世の中になってしまっている。いつ収束するか分からぬような状況、まして戦争でオリンピックも中止になって、廃止になって、最近それで二、三日前の報道でもあるように、オリンピックも危ぶまれるようなことが報道されております。そのような大変なこの時を我々も町の予算に対しても、我々自らそういう姿勢を見せてやつていく必要があるのではないかという考え方から、このことの発議案の提案をしたところでございます。

本町も議員諸君ご承知のとおり200億超の町債を含めて、もうろろを含めると200億円を超える借金があるというようになって、今日例月監査で担当課のほうに実際のところの把握をして知らせてくれと、そこまでお話ししておりますが、とにかく何が何でも、今1年間我慢してほしいということなのです、要は。その1年をも許されないというのは、それぞれの考え方ですので、それは結構です。ただ、ここで我々は提案したことについて皆さんの考え方というより、採決でいくのが本当ではないかなというふうに思っております。

別に当時のことを知らないのかというような言い方でございますが、重々これは携わってきております。ただし、みんなで決めたことは、それに賛同していきます。しかし、いつも

でも反対し、蹴ってやるということではありませんので、よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 長々と昔の歴史を話していただいたわけですけれども、要は今のコロナの時代だからこそ町民とのいろんなそれこそ話を聞いたり、あるいは我々が勉強して、それに対して還元すると。100万円、200万円の話ではないのです。もう1桁も2桁も違うような話が今現実に起きているわけです。そのところで、今の百二、三十万円のところで減額して、町民に還元する、活動を控える、自粛する。とんでもない話です。

○議長（藤原由巳議員） 討論ではなく質問。

○11番（藤原梅昭議員） そこで、藤原議長に次お伺いしますが、この政務活動費減額の発端は、そもそも会派代表者会議の令和2年度の後期活動費を要求しないでほしいという話から、今回の減額の話になっているわけですけれども、議長の立場としても、要はこういう時代だからこそいろんな活性、議会の活性化を図って、コロナに何とか対応しようではないかという話をするのが本来の議長の立場ではないかと。それを要求するなど、あるいは減額するとか、そういうようなことに対しての代表者会議で反対意見もいろいろ出されたはずなわけですけれども、みんなが賛成して、そうだ、そうだと、そういう形で進めるのであれば、私も何も言いません。ところが、一方では、やはり今の活動費を有効かつ還元するために活用しようではないかという会派もある中で、一方的に発議という形で、その賛否だけで進めるというのは、まるで議会の中の対立をあおっているような、そういうふうに私は強く感じております。

そういうことで、議長は常々議会はワンチームでやろうよという話をラグビーの例のキャッチフレーズの話をしながら、よく話出されるわけですけれども、これこそワンチームでやらない限り、いろんなところでまた同じような対立の話が出てくるというのがありますので、ひとつその辺に対する今の議長の周りの会派とうまくやりながら、やっぱり町政に全員で、全力で立ち向かおうではないかというような形にするのが議長の役目ではないかなというふうに思いますので、その辺に何かご見解があれば、お伺いしておきたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 今議長がこの場所で答弁するのはいかがなものかと思いますが、お許しがあるのであれば、ご答弁しますが。

（何事か声あり）

○議長（藤原由巳議員） それであれば、議運でそこは協議していただきますか。

議長が議長席で答弁するということは、あり得ないことです。ですから、議会運営委員会なりで場合によっては協議していただきまして、許可をいただければ……

(何事か声あり)

○議長（藤原由巳議員） いやいや、議長はここで発言、採決に加わらない人間ですので、そこで議長がコメントするのは控えなければならないところです。

(何事か声あり)

○議長（藤原由巳議員） ちょっと待ってください。

もし、あれでしたら、暫時休憩して議運を開いていただきまして、私別席から答弁するか、この場所からはちょっとできないと思っていました。

(「じゃ、どうする」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 今議運、だからどうしますかということ、議運の委員長、どうしますか。

(何事か声あり)

○議長（藤原由巳議員） いろいろ今意見ありましたから、少なくとも私、この場所から答弁することはできません。

ということで梅昭議員、いかがですか。

(何事か声あり)

○議長（藤原由巳議員） 私、だって向けられましたから。

○11番（藤原梅昭議員） では、動議を出しますけれども、議長と副議長と代わっていただいて、今の議長に答弁していただくということがいいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 今のは、単なる意見ですか。

(何事か声あり)

○11番（藤原梅昭議員） 要は、このまま賛否だけで採っていいのかということも含めて、ちょっと休憩して、そこのところは議運なり何なり検討していただきたいなと思います。

以上です。

(「賛成」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは、時間も経過しておりますので、暫時休憩をして、議会運営委員会、全協室でひとつお願ひします。

午後 2時34分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開いたします。

最初に、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その内容について村松議会運営委員長よりご報告をお願いいたします。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 先ほどの質問に対して議長ではなくて一議員として答弁を求めるということになりました、その代わり進行役を副議長に代わっていただいて、自席で答弁をお願いしたいということでお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） ただいま議運の委員長から報告がありましたので、私はこの場を一旦退きまして、副議長にこの席をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

（議長、副議長に交代）

○副議長（高橋七郎議員） それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

11番、藤原梅昭議員より議長に対しての質問がありましたので、議長は、自席で一般議員として答弁をお願いしたいと思います。

18番、藤原由巳議員。

○18番（藤原由巳議員） ご指名いただきましたので、答弁をさせていただきます。

メモを取っておらなかつた関係で若干ずれる答弁にはなろうかと思いますが、分かっている範囲内で答弁したいと思います。

まず事の発端は、やはりコロナ禍でございます。去年の3月から非常事態宣言等々がありまして、非常に全国的に、あるいは町内外、非常に厳しい状況下に入ったわけでございます。その中で、岩手県はずつとなかったので、ある程度ゆっくりした気持ちできたわけでございますが、その中で、やはり盛岡市あるいは矢巾町等々でも感染者が発覚したということを踏まえて、やはり町内の様々な経済状況も悪化してきておると。そして、町の特別職の皆さん方が給料の減額を議会に提案したという中で、一部町民から議会も何か考えなくともいいのかというお話をありました。ただ、これはあくまでも話ということで、それに私は乗ったということではございませんが、やっぱりその当時の現状を考えるにおいて、やはり何らかの我々も町民に対して議会としての考え方も示すべきではないかということで、その後の7月頃だと思ったのですが、会派代表者会議をやりまして、後期分の政務活動費の返納について

ご相談いたしました。

そうしたところ、オブザーバーまで入れまして6会派あるわけでございますが、2会派の方々からは反対意見が出ました。ということで、それはその場で立ち消えとさせていただきました。そして、その後、11月に入りまして、やはりコロナ禍が非常に厳しくなってきてございました。そして、町当局も令和3年度の予算編成の時期に入ってまいりました。そういう中で再度代表者会議をお願いして、何か政務活動費、あの当時ですと、総額の10%程度ぐらいしか使われておらなかったわけでございまして、これを来年度幾らか減額する方向で検討をお願いできませんでしたかということでご相談申し上げました。そのときは、6会派中5会派の方々が賛同していただきました。

そして、さらに2週間後ぐらいに再度ご相談したところ、1つの会派は、あのときは賛成したけれども、今日は反対ですと、こういうことで6会派中4会派が、オブザーバー含めまして、賛同いただきました。交渉会派3会派中2会派の賛同をいただきまして、それでは議運に諮りまして全会一致でこれを提案したいものだなということで、いろいろ議運で協議をいたしたわけでございますが、なかなか全会一致という形はとれないというふうに考えまして、議運の委員長とも相談して、では一旦これは納めましょうということで納めた格好をとって会派に帰ったわけでございますが、そうしたところ2つの会派で、いややはり、これはこれだけの厳しい、先ほどの提案理由の説明にもありましたが、こういう状況下であるから、何とかこれを皆さんにお願いすべきだと、これが12月に発議として私のところに出されました。そして、本日本会議でご提案申し上げた内容でございますので、ご理解をいただきたい。

以上でございます。

○副議長（高橋七郎議員） 答弁終わりましたので、議長を交代したいと思います。

（副議長、議長に交代）

○議長（藤原由巳議員） 再度この席に戻りましたので、進めさせていただきます。質疑を続けます。質疑ございますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この間、今日いろいろ皆さんのお見とか聞いたわけですけれども、全員協議会でこういう話をされればよかったですけれども、本会議に発議案が出されたということで、議長も認めているから、こういう議案が出されたと私は思っているのですけれども、コロナ禍というのはまだまだ続くと思います、私自身は。ですので、昔の戦争と同じだろうと思うのです。町民の方々がまだまだこれから犠牲になる可能性が多いと思うのです。

ですので、政務活動費を減らさない方法としてもっともっと議論する必要があると思うのです。

条例を変えるのはいまいち早まった考えではないかと思います。今AIを利用したり、リモートで学習するとか、そういうふうなことを考えているということで学習会もありますが、そういうところにお金を使うとなれば、1万円では足りないことも考えられます。ですので、条例は変えないでほしいと私は考えていますということで、条例を考えない方向で考えてほしいと思います。126万円というのは、私たちの経費を……

○議長（藤原由巳議員） 意見ですか。

○13番（川村よし子議員） はい。意見もありますけれども、やっぱり皆さんでもっともっと議論が必要だったと思います。

○議長（藤原由巳議員） ただいまのは意見として、それなりに記録されてございます。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

15番、山崎道夫議員。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会の山崎でございます。議員発議案第1号に反対討論をいたします。

そもそも政務活動費は、どのような経緯で創設されたのか十分に理解されていないのではないかと疑問を持たざるを得ません。創設から既に21年がたとうとしていますが、2000年から始まった地方分権改革以降、地方自治体における議会と議員の役割の重要性がより強く叫ばれるようになり、2005年通常国会において政務調査費の名称で創設、制度化されたのが始まりです。

その後、2012年に政務調査費から政務活動費へと名称変更され、調査費から活動費へと制度の趣旨を拡大するための改正が行われました。21年前、政務調査費が創設され、制度化された背景には、国会審議で出された分析結果が挙げられます。その中には、地方議会の活性化が求められている中、立ち後れている議会と議員の立法能力、政策分析、政策提言能力の充実強化が必要であり、議員は、住民の意志の反映、調査立法、政策形成、行政監視に格段の能力を発揮することが求められている。

さらには、自治体議員には、公設秘書もなく、調査立法活動に必要な資金も与えられていないのが現状である。

したがって、議会と議員の調査能力と政策立案などに対する社会の要請には応えにくい状況にあり、問題である。

このような国会における分析の基、議会の審議能力を強化し、議会の活性化を図るため、議員の調査活動基盤の充実を図る観点と併せて、住民への情報公開を促進する観点から、議会活動を支援する目的で政務調査費制度が設けられました。

したがって、政務活動費は、国会からのエールであり、地方自治体の議会に籍を置く者は、こうした期待と負託に応えるため政務活動費を積極的に活用し、議会力と議員力を高めるための取組を行うことが求められています。

こうした背景の中、私たちの議会も政務活動費を導入し、間もなく6年になろうとしております。しかし、残念なことに政務活動費の理解が極めて不十分だと言わざるを得ません。議会基本条例第29条において、条例の目的達成状況を議会運営委員会において検証することが掲げられております。しかし、この間政務活動費が十分に活用されていないことに対する検証が十分に行われてきたとは言いがたい状況で推移してきていると言わなければなりません。本来の目的の実現に向けた活用ができないのはなぜなのか、課題は何かなど、今こそしっかりと検証することが求められていると思います。

したがって、政務活動費をもっと有効に積極的に活用するためには、どうあるべきか。また、コロナ禍における政務活動費の活用方法は、どうあるべきかなど、全議員で話し合い、検討し、視察研修以外の活用策等について知恵を出し合うことが今求められているのではないかと強く感じております。

こうした状況の中、現在議会運営委員会において、先ほども質問がございましたけれども、政務活動費の使途基準について見直しを行う取組に着手しております。できるだけ使いやすく効果的に活用できるよう皆さんの意見をお聞きし、検討することにしております。こうした取組の中にあって、議員としての審議力の資質向上を図るため、法的に認められている貴重な政務活動費を今日まで積極的に活用するための努力を怠ってきたのではないかと思われる議員の方々が、自ら減額することを求めて発議する行為は、全く理解し難いものであります。したがって、到底認めるわけにはいきません。

また、政務活動費の活用については、議長として各会派に対し、積極的に有効活用を図るよう指導しなければならない責務がありながら、こうした取組がほとんど見受けられず、こ

うした状況に対し、率直に疑問を感じざるを得ません。そればかりか、会派報の発行について必要ではないなどと発言し、もし発行する場合には、事前に議会事務局に目を通させることを求め、検閲まがいの行為を強要するなど、極めて問題のある行動をとっていると指摘せざるを得ません。今後議会基本条例に反するような発言等は控えるよう強く求めるものであります。また、政務活動費が本来の目的である議会力の強化、議員力の向上に資するため、積極的活用を図るよう各会派に対し、実効性のある主導をぜひ行うことを強く要請し、反対討論といたします。

議員の皆様の良識ある判断をお願いを申し上げて、反対討論にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

6番、廣田清実議員。

（6番 廣田清実議員 登壇）

○6番（廣田清実議員） 議席番号6番、廣田清実です。発議案第1号の賛成の立場から討論させていただきます。

今回の予算、減額に対してコロナ禍の中で金額は百数十万円と少ないかもしれませんけれども、それが確かに使わなければ、来年の3月には返すことになりますけれども、これをこのままにしておくと1年間塩漬けになってしまいます。これが私分かりました。百二十何万円という小さな額ではありますけれども、これを何か困窮している方々に、塩漬けになるのではなくて、初めから使えることを考えるのであれば、ぜひ使っていただきたい。そして、私たち議員として、これが永久的な減額であれば、私も賛成はできません。しかしながら、来年度1年間の期間条例であることを考えれば、その部分としてできる金額で政務調査をやっていって、町民に寄り添うという形を取っていきたい。

（「130万で寄り添うということはできない」の声あり）

○6番（廣田清実議員） 失礼です。130万円といったって、1万円だって困っている人がいるのです。

（「そんなの分かっている」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ちょっと議席からの発言は、今討論の最中です。

○6番（廣田清実議員） 失礼です、本当に。たった130万円……

（何事か声あり）

○議長（藤原由巳議員） ちょっと待って、山崎議員。

○ 6 番（廣田清実議員） 私は、そのとおりでありますし、小さな額でも、そのお金を使って何かにできるか、それは何になるか分かりません。でも、そのお金が大事に町民のために使われることを考えれば、この発議案は、今回の1年間の条例であれば、これは必要、町民に寄り添う議員として必要だと思いますので、賛成の立場として討論いたしました。

議員各位のご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。発議案第1号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

まずは、議論が足りない。議会は、議論する場です。そこを飛ばしてしまって発議して、採決して決めてしまうのは、迅速に感じますし、議員の責務をある面放棄してしまっているのだと思います。私は、まずは減額ありきではなく、必要に応じて使い勝手をよくする方法を考えていくのが先決であると思います。それをまず減額してから使い勝手をよくするというのは、考え方が逆ではないでしょうか。なぜ政務活動費ができる、この額が決まったのか。これは、しっかりと時間をかけて検討を重ねて決まったものであります。それをより使い勝手のよいものにしていくのも議員自らであるはずです。それを減額し、活動の幅を狭めてしまうのは、議員としての責務を放棄してしまうことにつながるのではないかでしょうか。本来町民に寄り添う、寄り添うと言っておりますが、このようなときにこそいかに町民のためになる議員活動ができるかにかかっているのだと思います。

この政務活動費をいかに有効的に、さらに発展的に活用ができるのか、そこを熟慮していくことこそが議員の責務であります。その上で、それでも残してしまうのであれば、それは制度として全額町に返還される仕組みとなっているのは、皆さんご存じのことでしょう。ですから、条例をわざわざ改正してまで減額をする必要はどこにもないはずです。

しかしながら、町の財政が逼迫して、1円でも費用負担が必要であるというのであれば、予算執行者からお話をしっかりと聞き、議論し、ほかに削られる予算がないというのであれば、そのときには、政務活動費ではなく、議員報酬や期末手当を減額するべきではないでしょうか。そのほうが議員が身を削っているということになるのではないかでしょうか。いろいろと意見があるのは確かですが、必要であれば、そこは議員間で徹底的に議論して、全員一

致で政務活動費の減額を決めるべきであります。

改めて申し上げます。検討を重ねて作り上げたせっかくの政務活動費です。どう活用し、町民に役立てることができるか考え、活用していくことが議員としての町民からの信頼に応えることになるはずです。そして、そういう必要な情報を町民に対してスピード感を持ってお知らせするという情報発信をすること。それから、町民からのその声をしっかりと聞くためのツールを持つことが政務活動であり、その費用の活用になるのです。そのことをしっかりと議論してこそ、初めて条例を改正しなければならないということに至るはずです。

以上、申し上げたことにより、いずれ多数決による政務活動費の減額の発議案には反対するものであります。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、反対の立場で討論をしたいと思います。

この政務活動費、最初は戸惑いながらもみんなが研修などに使って、大変効果を上げてきたところでございます。それこそ皆さんの中にも、それが議会からの提言ということで町を実際動かして実った事業もたくさんあります。しかしながら、今は確かに研修には行けないところでございますが、しかし、この政務活動費というのは、大変幅広い内容があります。そして、それを使うことによって、さらに町を動かし、提案をしていく、それが今町民が求めている内容ではないでしょうか。

コロナ禍で町民は確かに苦しんでいます。しかし、私も3日間ご飯を食べられないで学校の給食だけで生きていたという子どもがいたことも知りました。それぐらい餓死寸前の人があるのも確かです。しかし、私たちがしっかりと町と向き合って、町の政策を変えない限り、このお金は、その子たちに回っていかないのでございます。私は、この間の成人式のときに、みんなが一緒になって町長に今はやるべきではない、延期すべきだと言ったことが町長を動かしたと思います。町長は、苦渋の決断をなさったのでございます。

やっぱり予算執行者としては、議会がまとまってそれくらいの力を発揮しないと、自分たちの考えを変えることはありません。コロナ禍に対して、本町が実際に町独自で行った具体的な政策は家賃補助だけです。あとは国のものを町が請け負ってやっている、そういう状況にあります。私は、もっと本当に困っている人にお金が回るような政策を議会はもっとやら

なければならないと思います。その提言が足りな過ぎます、矢巾町の議会は。私も反省も含めて、もっともっと町に心を込めて全会一致で提言していかなければなりません。

このような状況で採決を採ったところで、分断を招くだけです。これでは、町にとって何の効果も果たさない。どうまとまって一致して提言をしていくか。一人でも多くの命を救っていくか、それが今私たちに求められていることだと思います。お金を下げて済むだけのそういうことではないと思います。心情的には分かるのです。心情的にはみんなそう思っていると思います。ですので、私も本当にそうであれば、私も議員報酬を削るほうに賛成でございます。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。政務活動費交付の一部条例を改正する議員発議に反対の立場で討論します。

私は、発議の趣旨には賛同ですが、政務活動費を減額することに反対であります。反対理由として、今回の発議で年間130万円弱を捻出する内容であります。賛同者をもつと増やして厳しいと想定される町財政にもっと多くを捻出する方法を考えることをしなかったかということあります。

例えば議員のみの取組とせず、当局、特に町長等三役を含めるとか、政務活動費減額ではなく、議員報酬を減額するとか、夏期、年末手当から捻出するとか、もう少し多くの金額を捻出して、苦しんでいる町民の負託に応えるべきと考えます。

また、なぜ政務活動費をと、私は強い憤りを感じます。政務活動費は、議員活動、議会活動の一丁目一番地と私は自負しています。前に登壇した議員も触れていましたので、簡潔に述べますが、1つ目、議員個々の能力と資質を高める必要があります。2つ目、議員は、住民意思の代表であり、調査立法、政策提言、行政監査などを行い、報告する義務があります。3つ目、そのために政務活動費を十分に生かすことが求められます。それを議員間討議もせずに政務活動費減額を発議する議員の資質を疑わざるを得ません。V E活動を皆様ご存じでしょうか。Value Engineeringのことであります。言葉だけでも聞いていると思いますが、少しお話しさせていただきます。この活動を一言で言えば、不景気のとき、財政が厳しいときこそ勉強、研修を行い、自己の研鑽を積み、その活動に生かす取組であります。いっときは経費がかさみますが、その経験が価値と創造、ここでいう創造は、創り出

す創造のほうです。価値と創造、機能を活性化して、財政改善ができる活動です。私は、現在置かれた状況がまさにこのときであると強く感じます。

再度述べますが、町財政が厳しくなることを想定し、歳出抑制施策に取り組むことは賛成、賛同しますが、議員間討議を重ね、当局を含めたもっと大きな取組で知恵出しすることを提言して、今回の発議には反対することを表明し、私の討論を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

8番、水本淳一議員。

（8番 水本淳一議員 登壇）

○8番（水本淳一議員） 8番、水本淳一でございます。私は、政務活動費削減に賛成の立場で発言いたします。

この厳しいコロナ禍の中で、今回は政務活動費を削減してでもいいと思います。そして、1万円ありますので、それを本当に活用して、この令和2年度は、どうしようかどうしようかという感じでほとんど使わないでしまいましたけれども、令和3年もそのようなことも県外の研修とか、そういうのができないとか、そういうこともありますので、この令和3年度は、活用方法をしっかりと考えていく。そして、今年度は、とにかく足りない部分は、議員の自費ででもやっていくような方法でやっていければいいと思います。そういうことで今回の削減には賛成します。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第1号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

これをもって令和3年矢巾町議会定例会1月第2回会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 41 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

副議長

署名議員

署名議員

署名議員